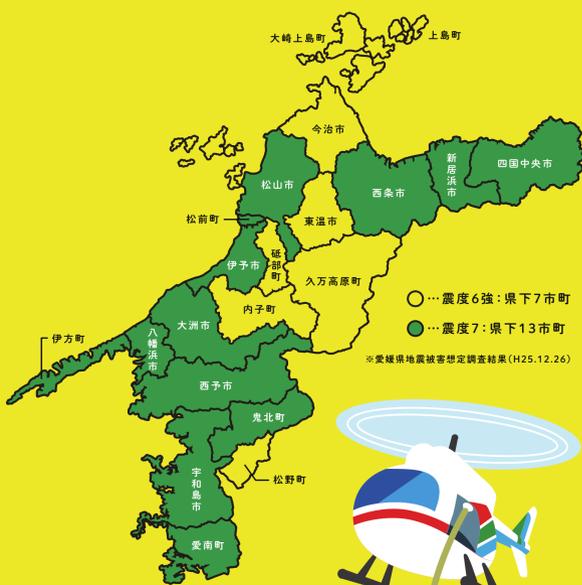


大地震発生の可能性が高まる南海トラフ



今後30年以内の発生確率は80%にも
震度6～7巨大地震の可能性

これまで100年から150年の周期で繰り返し発生し、愛媛県にも大きな被害をもたらしてきた南海トラフ地震。前回の昭和東南海地震(1944年)および昭和南海地震(1946年)からすでに70年以上が経過しており、国の地震調査研究推進本部における長期評価によると、今後、南海トラフ沿いでM8～9クラスの地震が発生する確率は30年以内に70～80%程度とされています。では、実際に南海トラフ地震が起こったとき、どんな被害が考えられるのでしょうか。最悪の場合、津波によるものを含めて死者数は1万6千人と想定されています。さらに地震によって建物が倒壊すると、居住者の命のみならず、避難や救助に必要な道路の閉塞、倒壊に伴う火災発生や市街地の延焼などにより、多数の人の命が失われる可能性があります。



キーワードは昭和56年
旧耐震基準の木造住宅は要注意

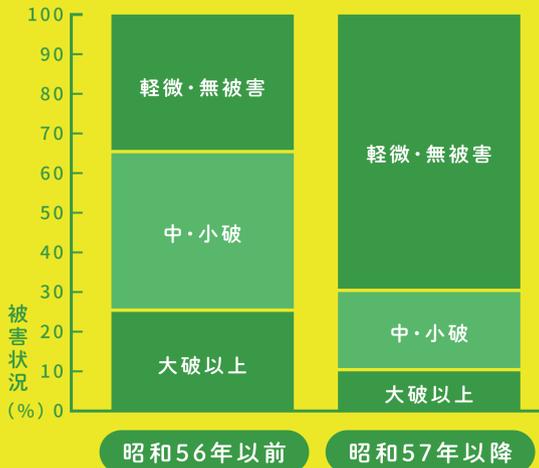
こうした地震による被害を最小限に抑えるためには、建築物の倒壊を防ぎ、二次被害を食い止めることが重要。大地震の強い揺れにも耐えうる建築物を整える必要があります。建築基準法により定められた耐震基準は、過去に発生した大地震にあわせて見直されてきました。昭和56年6月1日以降に適用された耐震基準は新耐震基準、それより前に適用されていた基準は旧耐震基準と呼ばれていますが、その大きな違いは耐震基準の震度。旧耐震基準では震度5強程度の揺れでも建物が倒壊しないような構造基準として設定されていましたが、新耐震基準は震度6強から7の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。阪神・淡路大震災の際も、昭和56年以前の旧耐震基準の建物に被害が集中しています。阪神・淡路大震災建築震災調査委員会(国交省)の平成7年の中間報告によると、建築物の被害について、新耐震の建物は軽微・無被害の割合が7割、中・小破が2割、大破以上が1割程度なのに対し、旧耐震の建物は軽微・無被害が3割、中・小破が5割、大破以上が2割程度というデータが残されています。

大地震が
発生したとき
耐震基準が
明暗をわける



阪神・淡路大震災の建築物の被害状況

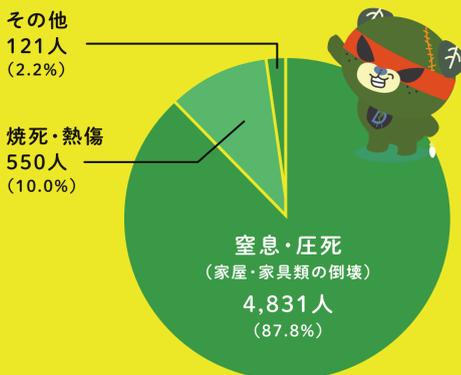
※阪神・淡路大震災建築震災調査委員会(国交省)中間報告(平成7年)



耐震基準を満たさない
昭和56年以前の建物に被害が集中

阪神・淡路大震災の死亡者の原因

※警察庁『警察白書(平成8年版)』



死者の9割以上が
家屋や家具の倒壊による
圧死・窒息と焼死

我が家は大丈夫? まずは耐震基準をチェック

巨大地震への備えは知ることから
耐震診断を行う建築士を派遣します。

いつ南海トラフ地震が起こるともわからない今こそ、住宅の耐震化を行い、備えを万全にしていきたい。そこで愛媛県では昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震補強に対して補助制度を実施しています。耐震診断に基づいて補強設計を行い、補強工事という流れで耐震改修を行います。それぞれのステップで利用できる補助制度が設けられており、標準的な場合トータル100万円以上の補助金が給付されます。愛媛県地震被害想定調査では、旧耐震基準の建物をすべて耐震化した場合、建物の全壊棟数を大幅に減らすことができます。ご自身やご家族の命を守るだけでなく、建物倒壊による地域全体の二次被害を防ぐためにも、旧耐震基準の木造住宅にお住まいの方は、ぜひ耐震改修をご検討ください。各種補助制度の申し込みや内容などの詳細については、各市町の住宅相談窓口にお問い合わせください。

